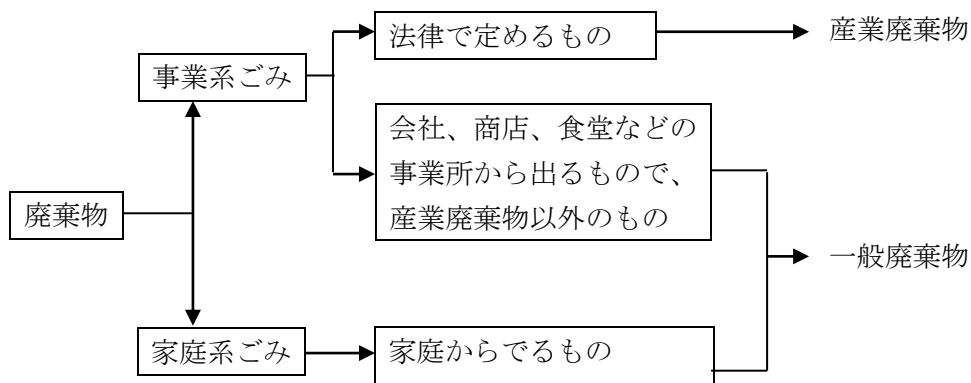


2. 事業系ごみとは

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される廃棄物のことで、事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、病院・学校・ボランティア活動団体など、公共公益事業等を営む者も含まれます。市は、事業系ごみの収集は行いません。

事業系ごみは、さらに一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ定められた処理が義務付けられています。

本市では、事業系一般廃棄物のうちの燃焼ごみのみ市の焼却施設で受け入れています。



※17ページの「参考1」を御参照ください。

3. 事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」といいます。)には、事業者の責務として、次のようなことが定められています。

- 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること。
※「自らの責任において適正に処理する」とは、自家処理するだけでなく、処理費用を負担して他者に処理を委託することも含みます。
- 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めること。
- 物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が終局的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保などに関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと。

